

徳島県告示第八百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第二項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。
 令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者の 名称	指定管理者の主たる 事務所の所在地	指定の期間
新浜町団地県営住宅	徳島県住宅供 給公社	徳島市川内町平石住 吉一〇九番地五	令和三年四月一日から令和 四年十月三十一日まで
大麻団地県営住宅	同	同	令和三年四月一日から令和 八年三月三十一日まで